

②農地法第4条、農地法第5条の規定による許可申請書について

- ・農地法第4条：自己の所有する農地を転用する場合（植林・駐車場・住宅等）
- ・農地法第5条：自己以外の農地を権利移動し、農地を転用する場合（ 〃 ）

I 申請にあたって。

ア、申請地が農業振興地域内の農用地区域内か地域外であるか確認。

※農業振興地域内の農用地区域内である場合は、農業政策課で除外手続きをして下さい。完了手続き終了後に4条・5条の申請となります。

イ、第4条・第5条の添付書類

- ①上記除外手続きに対する、佐渡市長からの同意通知書の写しを提出。（1部）
- ②申請地が土地改良区にある場合は、改良区の意見書を添付書類として提出。（1部）

- ④申請者が法人の場合。
法人登記事項証明書若しくは、定款又は寄附行為の写し（原本証明付）。（1部）
※6ヶ月以内のもの。
- ⑤申請土地の登記事項証明書の全部事項証明書（登記簿謄本）。（1部）
※6ヶ月以内のもの。

- ⑥申請土地に係る地番を表示する図面・・・・・・・・・・地籍図（1部）
- ⑦申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面
（縮尺は1/50,000ないし1/10,000程度）及び住宅地図。・・・（1部）
- ⑧申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は1/500ないし1/2,000程度）
※住宅及びその他の事業の、平面図・立面図、地籍図に土地の境界から建物（施設等）までの距離を表示した配置図。・・・・・・・・・・（1部）

- ⑨建物・土地整地費等事業にかかる見積書（1部）
- ⑩資金調達についての証明書類
 - ・「資金計画申出書」（1部）「その他証する書類」で内容が明らかな場合は省略可）
 - ・「その他証する書類（融資証明書又は融資申込書の写し、預貯金の残高証明書又は通帳の写しなど）」（1部）※申請書「7資金調達についての計画」の「資金所要総額」の金額と資金調達についての証明書類の金額が同額かそれ以上の金額の証明が必要となります。

- ⑪事業計画説明書・・・「資材置場及び駐車場」転用に必要・・・(1部)
※資材置場の場合、他に所有している場合は、位置図・利用状況の配置図
※駐車場の場合、車何台駐車できるのか確認。
- ⑫事業計画説明書・・・「建売住宅」(民間事業者が建売住宅を目的として転用)
(1部)
- ⑬転用履行状況説明書・・・不動産業を営む者は必ず提出・・・(1部)

- ⑭その他の資料
- ・所有権以外の権原に基づいて申請する場合には、所有者の同意があったことを証する書面(5条申請の賃借権等による転用は、申請書に本人記名・押印等により同意があったことを証する書面は省略可能)
申請土地に地上権、賃借権等に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
 - ・当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、届出等を要する場合においてこれを了しているときは、その旨を証する書面
 - ・当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者・漁業権者その他の関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
 - ・その他参考となるべき書類

- ⑮その他記入に際しての確認事項。
- イ、植林の場合・・・樹種と植える本数の確認。
- ※申請書・添付書類に書いてない場合は、申請書余白に鉛筆で記入。

ウ、申請書

(1) 申請書の提出部数 申請者の人数分+農業委員会1部の合計部数

例 譲受人1名 + 譲渡人2名=3名(3部)、+農業委員会1部=合計4部

※添付書類の部数は「イ」に記載。

(2) 申請書の提出締切

毎月10日(10日が土日祝祭日の場合は、その前日)

中旬 農業委員会総会用議案を作成し、申請内容を掲載。

中旬～下旬 農業委員会で受付後、地区担当農業委員と事務局で現地確認を行います。

月末 毎月月末に農業委員会総会を開催し、申請内容を審議します。

翌月上旬 申請が 3000 m²を超えないものは許可書を申請者の内、譲受人へ（譲渡人の分を含む。）を送付します。

翌月中旬 申請が 3000 m²を超えるものは新潟県農業会議の常設審議委員会後に譲受人へ許可書（譲渡人の分を含む。）を送付します。

Ⅱ 許可後の提出書類。

(1) 工事（進捗・完了）の状況報告書の提出（1部）

- ・許可と同時に工事に着手し、工事が完了するまでの間、許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を農業委員会に報告すること。

工事が完了したら速やかに完了報告を提出する。

※報告書 7記載の写真添付を忘れないこと。

(2) 農地転用事実確認願の提出（2部・・・添付資料は1部）

- ・(1) 工事（進捗・完了）の状況報告書の提出と同時に「農地転用事実確認願」を提出（毎月10日締切）、農業委員・事務局で現地確認を行ない、月末の総会において承認されると、2部提出された1部を農業委員会で証明して本人へ返送します。この書類により、法務局で地目変更登記が出来ます。

※事業計画説明書「資材置場及び駐車場」「建売住宅」

「資金計画申出書」の書式は次のページにあります。

資材置場及び駐車場

事業計画説明書

- 1 必要とする理由の詳細
- 2 申請地の選定理由
- 3 利用計画の概要
別紙利用計画のとおり
- 4 現在ある施設の状況
位置図、利用状況図については別紙のとおり
- 5 被害防除等の措置（排水、周辺農地への影響等）
- 6 その他参考となる事項

建売住宅

事業計画説明書

- 1 必要とする理由の詳細
- 2 申請地の選定理由
- 3 利用計画の概要
別紙利用計画のとおり
- 4 土地造成、建築、販売の計画
- 5 被害防除等の措置（排水、周辺農地への影響等）
- 6 転用の実績
別紙のとおり
- 7 その他

同意書

下記（１）表示の農地を _____ に変更することについて
下記（２）の条件を付けて同意いたします。

記

（１）土地の表示

大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	土地改良区名

（２）条件

年 月 日
隣接地番 佐渡市
所有者 住所
氏名 _____ (印)

※（２）の条件がある場合

（２）条件のとおり工事施行を確約いたします。

年 月 日
確約者 住所
氏名 _____ (印)

別紙様式

資金計画申出書

申請者：_____

内 訳	金 額	預入・借入先等	協議等の状況
自己資金	円		
	円		
	小計	円	
借入金	円		
	円		
	小計	円	
その他	円		
	円		
	小計	円	
合 計	円	—	—

- (注意)
- 1 「その他」の「預入・借入先」欄には、資金の詳しい内容についても記載する。
 - 2 「協議等の状況」欄は、預金等の種類、事前審査及び融資申込書の提出状況について具体的に記載する。
 - 3 その他証する書類を添付することにより内容が明らかな場合は、『別添のとおり』と記載して差し支えない。
 - 4 この申出書で知り得た個人情報については、新潟県個人情報保護条例に基づき適正に管理及び利用します。